

お知らせ

コンビニ交付による証明書自動交付サービスの一時停止について

【市民課・税務課】

下記期間中、マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付」による証明書の自動交付サービスは、システムのメンテナンスなどのため利用できません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

▶サービス停止期間 5月29日(金) 6:30~23:00

☎市民課 住民係 ☎33-1131

●税務課 市民税係 ☎33-6212

マイナンバーカードの時間外受取り窓口の開設について

【市民課】

マイナンバーカードの受取りができる時間外窓口を開設します。なお、戸籍、住民票の写し、印鑑証明などの証明書の交付や住所変更などの届出はできません。

▶日時

●5月8日(金) 17:30~20:00

●5月24日(日) 9:00~15:00

▶場所 下記窓口

▶その他 マイナンバーカードの申請サポート(申請用の写真撮影、申請書作成のお手伝い)も受付けています。

☎市民課 住民係 ☎33-1131

橋本・伊都精神障害者家族の集い

【福祉課】

精神障がいのある人の家族のための集まりです。途中の入退室も可能です。初めて参加するときは、下記へ連絡をお願いします。

▶日時 5月20日(水) 13:30~15:30

▶場所 橋本保健所

☎橋本保健所 保健課 ☎42-5440

仏像の盗難にご注意ください

【生涯学習課】

県内で仏像の盗難被害が発生しました。一度盗難が発生すると、周辺地域で被害が連続する可能性があります。対策を行い、被害を未然に防ぎましょう。

▶盗難被害から仏像を守るために

●「地元の人しか立ち寄らないから」「お参りする人が不便だから」と、鍵をかける習慣がないお堂が狙われます。すぐに鍵を設置しましょう。鍵は2つ以上が望ましいとされています。

●仏像やお堂の様子を、台座や光背など付属品も含め撮影しておきましょう。

●人感センサーライトや防犯カメラなどの防犯設備を設置しましょう。

※より詳しい対策方法は、県教育委員会ホームページ(右のQRコード)からご覧ください。



☎生涯学習課 ☎33-3704

令和8年度 全国瞬時警報システムの訓練放送を実施します

【危機管理室】

市民の皆さんへの緊急情報の伝達体制について万全を期すため、防災行政無線による全国瞬時警報システム(Jアラート)の訓練放送を実施します。ご理解をお願いします。

なお、気象状況や災害対応などにより、訓練が中止または延期となる場合があります。

▶国民保護情報配信訓練

●日時 6月3日(水)、8月26日(水)、11月11日(水)、令和9年2月3日(水) 各日11:00

▶緊急地震速報訓練

●日時 6月17日(水)、11月5日(水) 各日10:00

☎危機管理室 ☎33-6105

令和8年4月から自転車にも「青切符」が導入されます

16歳以上の自転車運転者が交通違反をしたときは「交通反則通告制度(青切符)」が適用され反則金が課せられます。反則金が納付されない場合は起訴される可能性があります。

▶主な反則行為と反則金の一例

反則行為	内容	反則金
携帯電話の使用	スマートフォンなどを持って通話したり、画面を注視した場合	12,000円
通行区分違反	左側通行をしなかったり、歩道を通行した場合	6,000円
公安委員会遵守事項違反	傘差し運転や、イヤホンをつけたまま運転した場合	5,000円
並走禁止違反	他の自転車と並んで走行した場合	3,000円
軽車両乗車積載方法違反	自転車に二人乗りをした場合	3,000円

※詳しくは警察庁ホームページ(右のQRコード)をご覧ください。

※飲酒運転は青切符ではなく刑事手続きとなり、罰金の対象です。

☎橋本警察署 交通課 ☎33-0110

●かつらぎ警察署 交通課 ☎22-0110



結婚新生活支援補助金を交付します

【シティプロモーション課】

結婚に伴い市内で住宅の取得や賃借を行なった人に対して、費用の一部を補助します。

ご自身が支給対象となるかどうかの簡単なチェックもできますので、ぜひ市ホームページ(上のQRコード)をご覧ください。

▶支給要件(以下の要件をすべて満たす人)

●令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された人、もしくは橋本市パートナーシップ・ファミリーシップまたは和歌山県パートナーシップ宣誓受領書の交付を受けている人。

●夫婦ともに橋本市に住民登録があり、住民票の住所が申請と同じ所在地となっていること。

●直近年度の課税証明書に記載されている夫婦の合計所得金額の合計が500万円未満であること。

●夫婦ともに婚姻日時点における年齢が39歳以下であること。

●国の住宅に関する補助金を受けていないこと。

●市の指定する講座などを夫婦ともに受講すること。

▶補助対象費用

上記の期間に支給要件に該当し、市内での住宅の取得または賃借のために要した費用のうち購入費および家賃(1カ月分)、共益費、仲介手数料、転居に要する経費

▶支給額

実支出額と30万円のうち、いずれか少ない額

☎シティプロモーション課

交流定住係 ☎33-6106



橋本市への移住を応援します

【シティプロモーション課】

市内で新築住宅および空き家の取得をする移住者に対して、補助金を交付します。詳しくは、市ホームページ(説明文右のQRコード)をご覧ください。

▶転入夫婦新築住宅補助金

夫婦ともに市外から転入し、新築住宅を取得した満40歳未満の夫婦に対し、30万円の補助金(うち5万円分をデジタル地域通貨Hashi-Moで支給)を交付します。

▶空き家お試し暮らし応援補助金

市外在住の人がわかやま空き家バンクまたはすみよし不動産空家バンク(橋本市空家バンク)に登録されている住宅を賃借した場合に、仲介手数料や最大3カ月分の家賃の2分の1の額(上限16万円)を交付します。

▶空き家移住応援補助金

転入に伴い、わかやま空き家バンクまたはすみよし不動産空家バンクに登録されている住宅を購入した場合、取得費の2分の1の額(上限20万円。夫婦いずれかが40歳未満の場合は上限30万円)を交付します。

☎シティプロモーション課 交流定住係 ☎33-6106

被害者支援無料相談

【人権・男女共同推進室】

犯罪や交通事故などの被害者やその家族などを対象に、電話および面接による相談を無料で受け付けます。弁護士・臨床心理士・紀の国被害者支援センターの相談員が相談に応じ、秘密は厳守されます。相談を希望する場合は電話で予約してください。

▶日時 5月16日(出) 10:00~16:00

※最終受付は15:30

▶場所 教育文化会館

☎公益社団法人紀の国被害者支援センター

☎073-427-1000

橋本市日本語教室「はしもっと日本語」を開催します

▶入門クラス

ひらがな、カタカナ、簡単な会話を勉強します。

●日時(いつ)

5月16日(出)~ 毎週土曜日 10:00~12:00

●場所(どこで) 教育文化会館

●対象(だれに) はじめて日本語を勉強する人

●費用(いくら) 無料(0円)

●申込方法

申込みフォーム(右のQRコード)



▶にほんごサロン

●日時(いつ)

毎週日曜日 10:00~12:00

●場所(どこで) 隅田地区公民館

●対象(だれに) 橋本市に住んでいる人

●費用(いくら) 無料(0円)

●申込方法 申込みフォーム(右のQRコード)

☎政策企画課 ☎33-1576(日本語)

Eメール hanihongonowa@gmail.com

